別　紙

新　旧　対　照　表

第３　「所得税基本通達の制定について」（法令解釈通達）　　（注）アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改　正　後	改　正　前
法第60条《贈与等により取得した資産の取得費等》関係	**法第60条《贈与等により取得した資産の取得費等》関係**
（昭和47年以前に贈与等により取得した資産の取得費）	**（昭和47年以前に贈与等により取得した資産の取得費）**
60－１　・・・・・。	60－１　・・・・・。
㈲　・・・・・。	㈲　・・・・・。
なお、公益信託に関する法律（令和６年法律第30号）第２条第１項第１号《定義》に規定する公益信託の受託者が贈与又は遺贈（いずれもその信託財産とするためのものに限る。）により取得した資産については、表４にかかわらず、その取得の時の時価に相当する金額により、当該取得の時において取得したものとみなされることに留意する。	
〔表４〕	〔表４〕
・・・・・	・・・・・
法第60条の２《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例》関係	**法第60条の２《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例》関係**
（対象資産を贈与により居住者に移転した場合の課税取消しと価額下落との関係）	**（対象資産を贈与により居住者に移転した場合の課税取消しと価額下落との関係）**
60の２－11　・・・・・、国外転出の日から５年を経過する日（法第137条の２第２項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の規定により同条第１項の規定による納税猶予を受けている場合には、10年を経過する日）までに当該国外転出の時に有していた対象資産の全部又は一部を法第60条の２第６項第２号に規定する贈与により居住者に移転した場合で当該対象資産の当該贈与の時の価額又は利益の額若しくは損失の額が同条第８項各号に掲げる場合に該当するときは、・・・・・。	60の２－11　・・・・・、国外転出の日から５年を経過する日（法第137条の２第２項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の規定により同条第１項の規定による納税猶予を受けている場合には、10年を経過する日）までに当該国外転出の時に有していた対象資産の全部又は一部を贈与により居住者に移転した場合で当該対象資産の当該贈与の時の価額又は利益の額若しくは損失の額が法第60条の２第８項各号に掲げる場合に該当するときは、・・・・・。
法第60条の３《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例》関係	**法第60条の３《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例》関係**

改　　　　　正　　　　　後	改　　　　　正　　　　　前
（非居住者である相続人等が限定承認をした場合等） **60の３－１**　・・・・・。 ㊟　当該有価証券等が、贈与又は遺贈（いずれも公益信託に関する法律第２条第１項第１号《定義》に規定する公益信託の信託財産とするためのものに限る。）により非居住者である当該公益信託の受託者へ移転した場合についても同様である。	**（非居住者である相続人等が限定承認をした場合）** **60の３－１**　・・・・・。